

埼玉県本庄市

社具路遺跡第9地点発掘調査報告書

平成8年3月29日

本庄市遺跡調査会

埼玉県本庄市

社具路遺跡第9地点発掘調査報告書

平成8年3月29日

本庄市遺跡調査会

序 文

本庄市遺跡調査会は、平成3年度に市内の民間開発に対する埋蔵文化財の保護を目的に暫定措置として設置されました。

当時はバブル経済の後半期でありましたが、どのようにすれば開発に対する保護という命題を、調和あるものとして事業計画の中に盛り込めるものか苦悩した経緯があります。

しかし、現在に至るまで遺跡調査会が稼働したのは今回で4件目にとどまります。このことは、不必要的発掘調査をするところなく、現状保存が多くなされたことを意味します。

埋蔵文化財の発掘調査は、原因者負担によるとの文化庁よりのご指導により、私も職員が対応している次第ですが、開発を行われる方々に対しましても、ご理解とご協力をいただきまして、貴重な本庄市の文化遺産の保護を実施できる次第であります。

今回の文化財保存事業は経済低速期から立ち直ろうとする時期に浮上した開発行為にかかるもので、当初試掘調査を実施した本庄市教育委員会の文化財保護係から、全面発掘ではなく、遺構が確認された範囲のみ拡張して極力時間と経済的な負担を軽減する前提で対応する旨、連絡をうけました。

調査担当者や作業に従事された皆様方には、たいへんなご苦労であったと思われます。また、今回の埋蔵文化財保護の趣旨をご理解いただきました事業者の方々をはじめ、なにかとご協力を得ました皆様方に、文末ではありますが、記して感謝申しあげます。

平成8年3月25日

本庄市遺跡調査会

会長 塩原 晓

例　　言

- 1、本報告書は、埼玉県本庄市大字西富田字社具路688-1に位置する社具路遺跡第9地点の発掘調査報告書である。
- 2、発掘調査は、株式会社東日石油のガソリンスタンド建設事業計画に伴い、本庄市遺跡調査会が同社の委託を受けて実施したものである。
- 3、発掘調査は、本庄市教育委員会が開発予定範囲内を事前に試掘調査し、遺構が確認された箇所を拡大して調査を行った。
- 4、事前の範囲確認のための試掘調査は本庄市教育委員会の佐藤好司主事が担当し、発掘調査は本庄市遺跡調査会の増田一裕が担当した。
- 5、発掘調査は平成6年11月21日から同年12月22日にかけて実施した。また、その後の整理作業及び報告書刊行作業は、平成8年2月20日までの期間中に実施した。
- 6、基準点測量杭の設定は株式会社昭和に委託して行い、実測図の作成は手作業で行った。
- 7、本書の執筆、製図、編集は増田が行った。
- 8、本書に掲載した遺構実測図、出土遺物、写真等の記録成果品は本庄市教育委員会において保管している。
- 9、本書に掲載した実測図の縮尺は以下のとおり統一した。それ以外については、縮尺を明記した。
遺構 1/60 カマド 1/30 土器 1/4
- 10、本書の編集に際しては、本庄市教育委員会文化財保護係である太田博之主事、佐藤好司主事より諸々のご教示を得た。記して感謝します。

目 次

序 文

例 言

目 次

I 調査の経緯と経過

1、本庄市遺跡調査会発足に至る経過..... 1

2、歴史地理的環境..... 2

3、周辺の開発状況..... 3

II 遺構と遺物..... 5

1、調査の方法と遺構の概要..... 5

2、遺構と遺物..... 7

9-1号住居址..... 7

9-4号住居址..... 9

9-5・6号住居址..... 12

9-7・8号住居址..... 15

9-1掘立柱建物跡..... 17

9-2掘立柱建物跡..... 18

ピット群..... 19

9-1土壤..... 19

9-2土壤..... 19

9-3土壤..... 19

9-4土壤..... 19

III まとめ..... 20

あとがき..... 22

写真図版

奥 付

図版目次

第1図 調査地周辺の歴史地理的環境..... 2

第2図 調査実施位置図..... 4

第3図 調査地全測図..... 6

第4図 第9-1号住居址周辺実測図 7

第5図	第9-1号住居址実測図	8
第6図	第9-1号住居址カマド実測図	9
第7図	第9-4号住居址カマド実測図	9
第8図	第9-4号住居址実測図	10
第9図	第9-4号住居址出土土器実測図	11
第10図	第9-5・9-6号住居址実測図	13
第11図	第9-5号住居址カマド実測図	14
第12図	第9-5号住居址出土土器実測図	14
第13図	第9-7・9-8号住居址実測図	15
第14図	第9-7・9-8号住居址断面図	16
第15図	第9-8号住居址出土土器実測図	16
第16図	9-1掘立柱建物実測図	17
第17図	9-2掘立柱建物実測図	18

写真図版

- P L・1-1 第9-1号住居址検出状態
 P L・1-2 第9-1号住居址カマド検出状態
 P L・2-1 第9-4号住居址遺物検出状態
 P L・2-2 第9-4号住居址完掘状態
 P L・3-1 第9-4号住居址内土器出土状態
 P L・3-2 第9-4号住居址内土器出土状態
 P L・4-1 第9-4号住居址内土器出土状態
 P L・4-2 第9-4号住居址内土器出土状態
 P L・5-1 第9-5・9-6号住居址検出状態
 P L・5-2 第9-5号住居址カマド検出状態
 P L・6-1 第9-7・9-8号住居址検出状態
 P L・6-2 第9-7・9-8号住居址遺物検出状態
 P L・7-1 第9-8号住居址内編石出土状態
 P L・7-2 第9-8号住居址カマド検出状態
 P L・8-1 第9-4号住居址周辺遺構検出状態
 P L・8-2 第9-7号住居址周辺遺構検出状態
 P L・9-1 9-1掘立柱建物跡検出状態
 P L・9-2 9-2掘立柱建物跡検出状態

I 調査の経緯と経過

1、本庄市遺跡調査会発足に至る経過

平成元年前後より列島を吹き荒れたバブル経済も沈静化し、本庄市においても、開発と埋蔵文化財保存事業の正比例した増加も極端に減少している。このような小康状態の中で、近年の傾向としては個人住宅の開発が増大しているのが現状である。しかし、道路整備の拡充に伴ない、周辺の開発は助々に進行しつつあり、市街地西方の金鑓大通り線は、県道から国道462号線に昇格し、沿線ぞいの開発は益々増加しつつある。

平成6年4月11日付け東日石油株式会社よりガソリンスタンド建設にかかる『埋蔵文化財の取扱いについて』の協議書が提出された地域は、まさにこのような場所であった。当該地域は国道462号線の建設事業に先立ち発掘調査が実施され、大規模な古墳時代集落跡であることが確認されており、埼玉県遺跡地図に基づくならば、本庄53-093号遺跡の範囲内であることは明白であったので、平成6年4月14日付本教社発第24号で『埋蔵文化財の所在について』の回答文書を送付し、以後保存措置としての協議を行うよう指導した。

ただし、当該地は遺跡範囲の限界であり、実質的に範囲の確認を必要とするため、平成6年5月13日から同月24日までに本庄市教育委員会において試掘調査を実施し、範囲、規模、性格、時期等の確認を行った。調査は重機を使用し、南北のトレンチを10本設定したが、その結果、住居址、土壌、溝、ピット群がやや散漫的ではあるが、確認されるに至り、現状保存が望まれた。

しかし、建設内容がガソリンスタンドであり、現状保存の措置は困難なことや、遺構の数が少ないとなどから開発実施の方向で進み、やむを得ず事前の記録保存による発掘調査を実施することとなった。事業者は民間であり調査の実施にあたっては本庄市遺跡調査会に移管し、現地調査を行うこととなった。これに際して事業者と本庄市遺跡調査会で平成6年6月23日付で『社員路遺跡9地点保存事業』委託を締結することとなったが、当該事業予定地に隣接する側道使用申請の関係から事業自体が延期されることになった。この間、作業員等の待機で調査会としてはかなりのロスタイムと日程調整を余儀なくされたが、平成6年11月10日付で委託契約書の締結となり、平成6年11月21日より現地の発掘調査に入った。

発掘調査にかかる諸手続きについては以下のとおりである。

文化財保護法第57条第1項の規定にかかる『埋蔵文化財発掘調査の届出について』

平成6年11月10日付本遺会発第1号 会長 塩原 晚より文化庁長官宛提出

文化財保護法第57条の2第1項の規定にかかる『埋蔵文化財発掘の届出について』

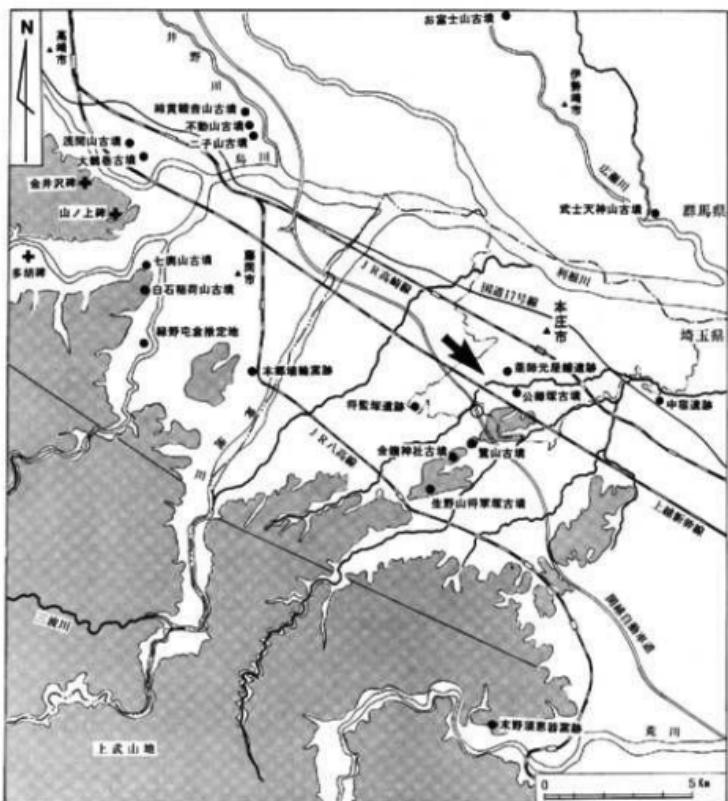
平成6年11月10付東日石油株式会社 代表取締役 長尾次夫より文化庁長官宛提出

以上を平成6年11月15日付本教社発第283号で埼玉県教育委員会を経由し文化庁に通達

(本庄市教育委員会事務局)

2、歴史地理的環境

本庄市は埼玉県北西部に位置する。近年では拠点都市法の制定を受け、周辺埼玉郡の中核都市として着実に発展の一途をたどっている。本庄市の地理的環境は関東平野の北西部に連なる上武山地を水源とする神流川によって形成された扇状性台地及び、利根川ぞいに発達した微低地からなり、前者の台地上に埋蔵文化財が集中し、現在は周知の遺跡が185カ所を数える。いわゆる山岳地帯はないが、周辺で見渡すことのできる山々は浅間山、榛名山、谷川岳、赤城山、男体山、筑波山と、信州、上州、越州、武州、野州の五州の山並みを遠望でき、本地より望む赤城山の山容は最も美しい。しかし、この赤城山より吹き下ろす空っ風は市内で最も風力がきつくなり、毎年厳しい冬を迎える。このように地理的環境は、埼玉といえども上州と緊密なつながりを持つ（第1図）。



第1図 調査地周辺の歴史地理的環境（矢印は調査地、アミは山間部）

古代の遺物、たとえば土師器などの型式も群馬県側の資料と類似する場合が多く、東山道や中山道より遅く西の文化が流入する地点でもある。特に越州など日本海側からの物資が通過する地点としての位置づけも重要である。

このような環境から現在でも交通、経済、文化の個々は埼玉よりも群馬方面とのかかわりが深い地域である。交通機関で10~20分あれば群馬県高崎市や伊勢崎市に至ることができる。方言の分布からいっても高崎、倉賀野、藤岡、本庄・鬼塚地方は一つのエリアを形成しているのである。

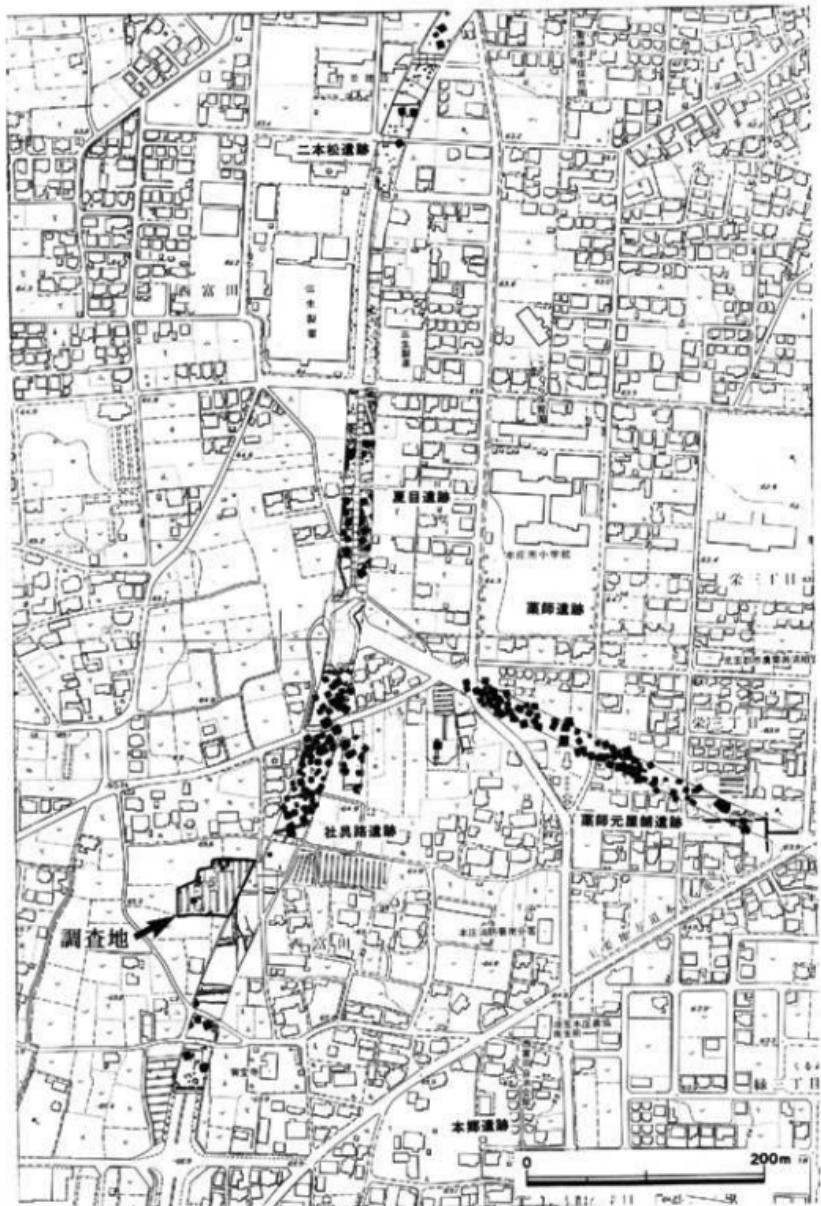
3、周辺の開発にかかる概況

本庄市の西城に位置する大字西富田地区は、県内でも有数の埋蔵文化財の宝庫として、昭和30年代より二本松遺跡（市指定文化財）の発掘調査などが行われ、関東における古墳時代集落跡の研究上歴史的にも重要な地域であることが周知となった経緯がある。

この古代集落遺跡群を南北に継続する、県道金鑓大通り線（現国道462号線）が建設されることになったのは昭和50年代後半である。この時に社具路遺跡が発掘調査され、数100軒以上に及ぶ住居址が確認され、周辺が重要遺跡であることは明白となった。さらに、同国道と交差する市道南大通り線が開通し、同道路の建設に際しても本庄86号遺跡の発掘調査が実施された結果、周辺は連続とした大集落群であることが判明するに至った。こうして、わずか10数年前までのどかな農村地帯であった西富田地区は、急速に開発が進行し、ここ数年で、埋蔵文化財の諸調査例も急増している（第2図）。

社具路遺跡は埼玉県遺跡地図に登録された本庄93号遺跡に該当する。この遺跡に最初のメスが入ったのは昭和55年度に実施された金鑓大通り線建設事業に先立つ調査による。当初社具路遺跡として括されていた地区は、集落跡遺構の分布状態から五領・和泉式期を中心とする南側の第1地点と、鬼高式期と国分式期を主体とする北側の第2地点に分離される内容となった。その後、諸調査の増加とともに11件の保存事業が実施されている。

現状において、多くの発掘調査、試掘調査を実行した結果、社具路遺跡の範囲は極めて限定されることとなり、本報告にかかる第9地点は西南限にあたることが明白であったので、発掘調査の実施となった。



第2図 調査実施位置図 (1:5,000)

II 遺構と遺物

1、調査の方法と遺構の概要

本庄市教育委員会による事前の試掘調査では、西側よりA～Jまでの10本のトレーナーを設定し、範囲確認作業を行った。この業務は社会教育課文化財保護係の佐藤好司主事がたった。重機による表土剥ぎの結果、遺構は北縁部を中心に分布していることが判明し、南東部においては遺構の検出を見なかった。なお、この時点で極力遺構の範囲が明確となるよう、住居址の確認された部分を中心に拡大した（第3図）。

この資料をもとに、本調査にあたっては、住居址と推定される部分を中心に重機によりさらに拡大し、排土置場の確保と遺構の範囲を追跡した。拡張部分はF・G・Hトレーナーの北よりに第I区を設定し、E・Fトレーナーの中央よりは第II区、C・Dトレーナー間を第III区と命名した。

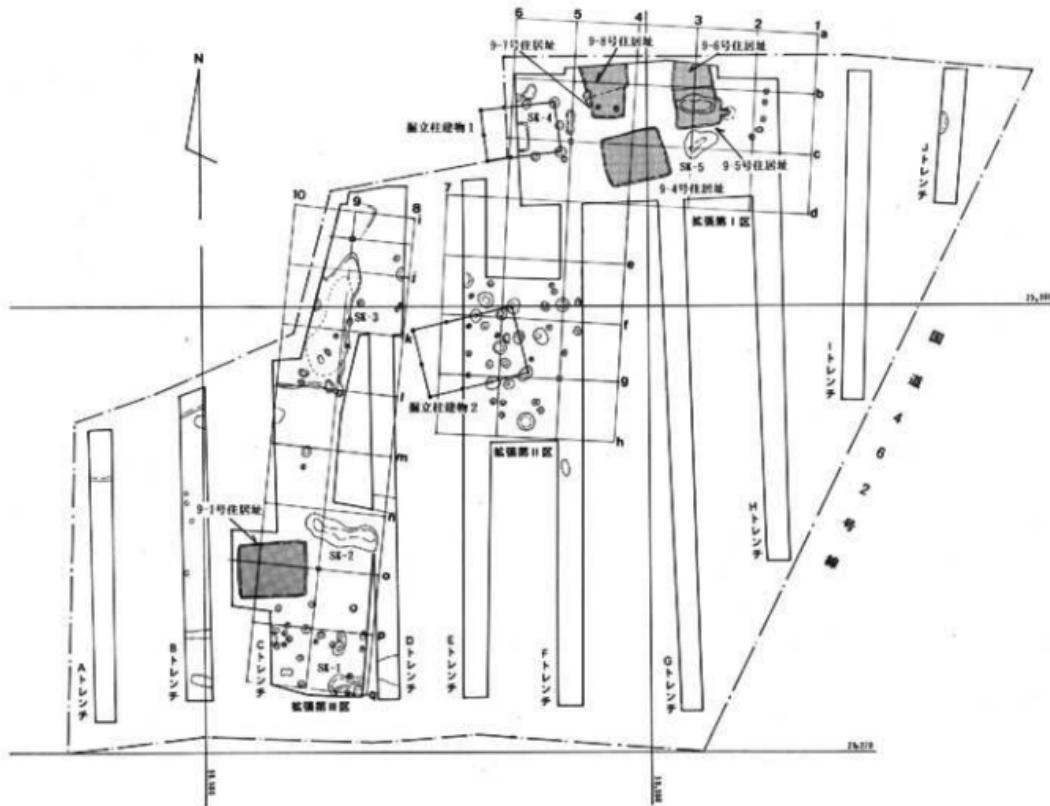
以降は人力により開掘を行った。遺構はいずれも地表下60～70cmで確認されており、比較的深い。調査地内の地質はロームの粘土化が進行しており、乾燥するとクラックの著しい土質で、かなり硬質の暗黄褐色土を基盤とする。このため、確認後の遺構のヒビ割れも顕著であった。ちなみに、周辺の土壤は、北及び東北においては明瞭なローム層が分布しているものの、本地点は南側にひろがる低湿地に近いことを指示している。調査実施前は微高地で地目は畑地であったが、地下の状態は地表と相違した。

遺構の概要については、事前の試掘調査で推定された住居址の内、拡張第III区北辺の9-2号住居址と、拡張第II区の9-3号住居址と考えられたものは、極めて浅い土壤状の遺構、もしくは自然の産みであることが判明した。一方、拡張第I区においては試掘調査時のF・Gトレーナー間で新たに2軒の小型住居址が確認され、その結果住居址は最終的に6軒を数えることとなった。これらは真間、国分式期に該当するもので、社具路遺跡において最も多く検出されている古墳時代の住居址は皆無であった。

その他の遺構としては拡張第I区の東西両側と、拡張第II区のほぼ全域及び拡張第III区の南側に集中してピット群が検出された。これらは掘立柱建物跡及び棚列と推定されるが、前者の状態で復原できたものは、拡張第I区と拡張第II区でそれぞれ1軒づつ復原されたのみにとどまる。また、試掘調査時に各トレーナーで検出された溝状遺構と推定されたものは、いずれも土壤であることが判明した。その他に試掘調査の時点で若干の焼土土壤が検出されているが、遺構の深さは極めて浅く、いずれの焼成痕跡かは判然としなかった。ただし、拡張第I区西端で検出された土壤4は、東側南北窓に疊を数個おいており、土壤墓である可能性も考慮される。

以上ように、本地点においては遺構の密度が概して散漫で、遺跡の中心より離れていることが判明した。次に各遺構の解説を行うが、社具路遺跡の範囲内ではすでに11地点にわたり諸調査が実施された経緯があるため、本地点より検出された遺構番号については、第9地点を冠して各遺構の種類ごとに番号を付した。

検出された遺構の数は、住居址6軒、掘立柱建物2軒、土壤8カ所、ピット群3集中カ所、焼土土壤若干、自然の微低地であった。



第3図 調査地全測図（1：400）

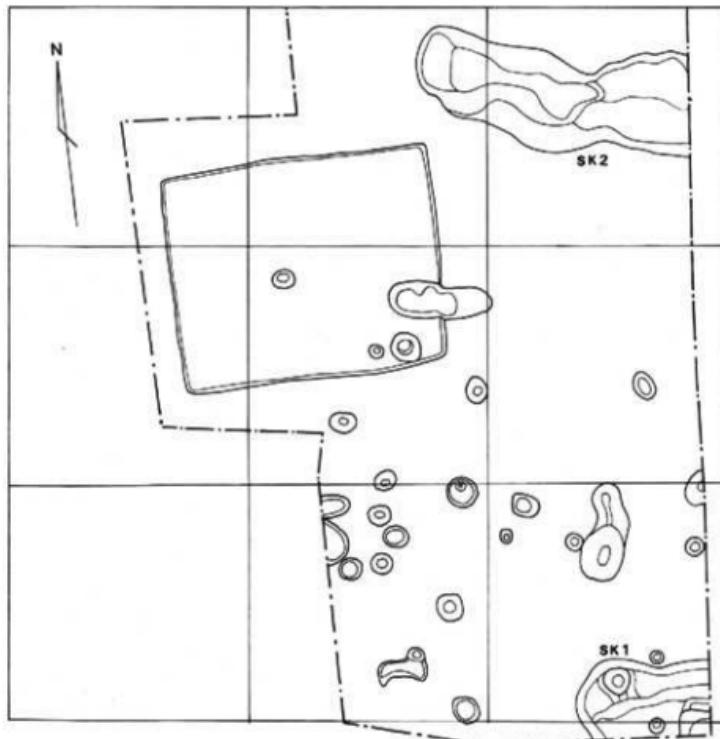
2、遺構と遺物

9-1号住居址（第4～6図）

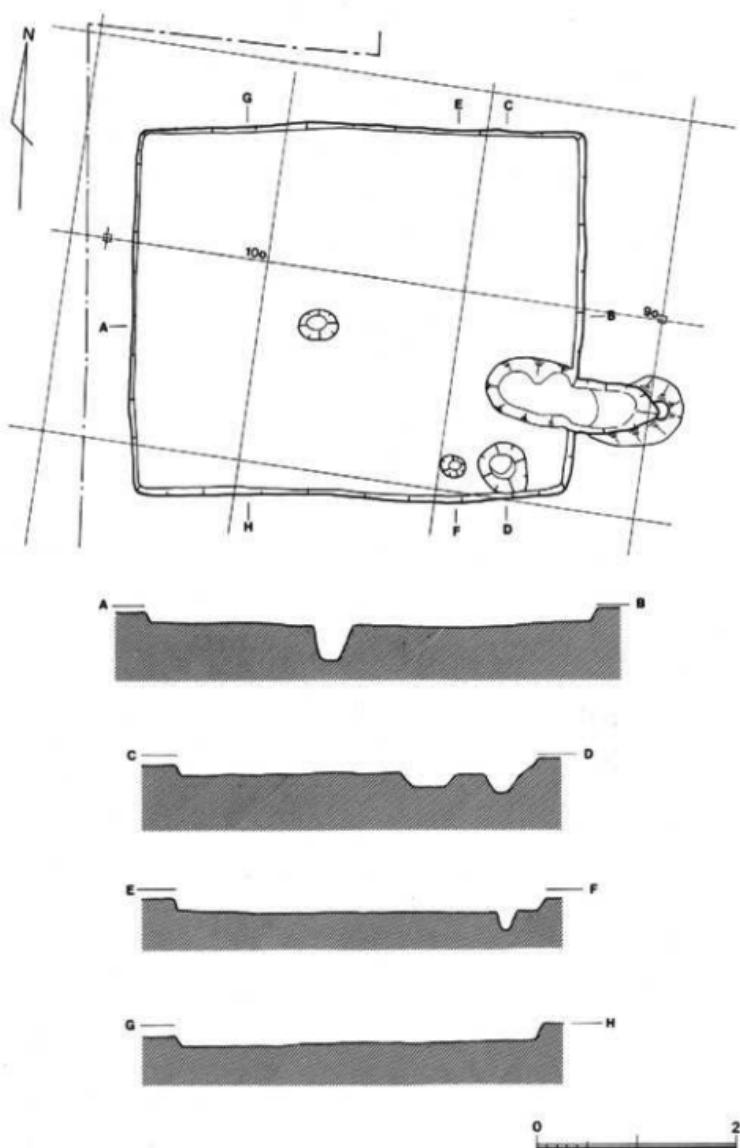
試掘調査Cトレンチ、拡張第III区の南側で検出された。周辺の南方にはピット群が集中する（第4図）。住居址はほぼ東西南北に配置され、東西にやや長いプランを呈する。東西4.5m、南北3.7mを測る。壁高は15cmで、遺構の遺存度は良好とはいがたい。覆土は一様にやや茶味を帯びた黒褐色粘質土が堆積し、細粒でかなりしまっている。床面のほぼ中央部及びカマドに接した南東コーナーよりでピット状遺構を検出したが、柱穴であるかは不明である。前者は深さ36cmを測る。

カマドは東壁の南より壁外で検出された。長さ110cm、幅54cm、深さ30cmで焼土が充填された状態にある。正面の床面上には浅い土壤状の窪みが観察され、これはカマド内に連続していた。

遺物は概して少なく、国分式期の土器片が若干出土したにとどまる。



第4図 第9-1号住居址周辺実測図（1マス4m）



第5図 第9-1号住居址実測図（水糸高・64.8m）

9-4号住居址（第7～9図）

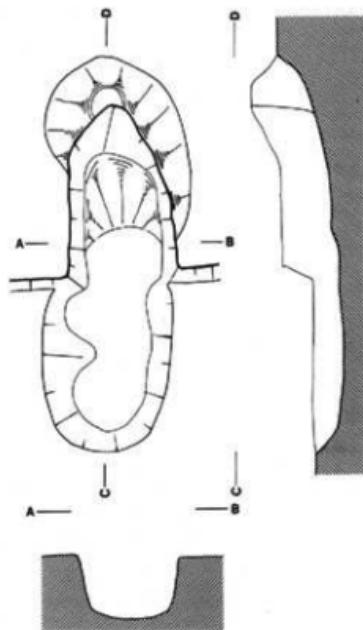
拡張第1区で検出された。ほぼ東西南北に配置され、やや東西に長く、南東コーナー部が若干張り出した平面を示す。東西4.1m、南北3.3m、壁高20cmを測る。遺構内の堆積状態はフラットで、カマドから流失したと推定される焼土ブロックを含む層が厚さ20cm前後で堆積する。

貼床面が観察され、これは帯状を呈するものではなく、床下土壤を埋設した状態にある。部分的に壁溝が検出されており、南辺では幅16cm、深さ8cmを測る。貼床面下には国分式期独特の床下土壤が東北部に集中して重複している。

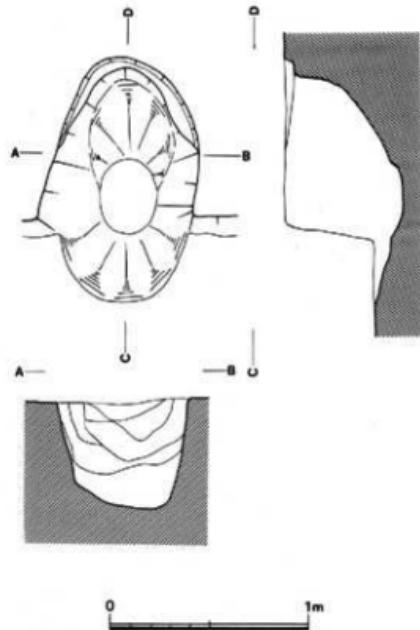
当地における国分式期の住居址には珍しく四本主柱穴が検出された。いずれも直径40～20cm前後、深さは確認面より15cm前後である。ただし、これらは正方形に区画されたものではなく、菱形に配置されている。また、東辺部には壁面によりさらに2カ所ピットが観察された。

カマドは東壁のほぼ中央部の壁外を掘削して製作されている。長さ80cm、幅80cm、深さ50cmを測る。内部には焼土の互層が観察された。なお、東側先端部は地山を2段に整形している。

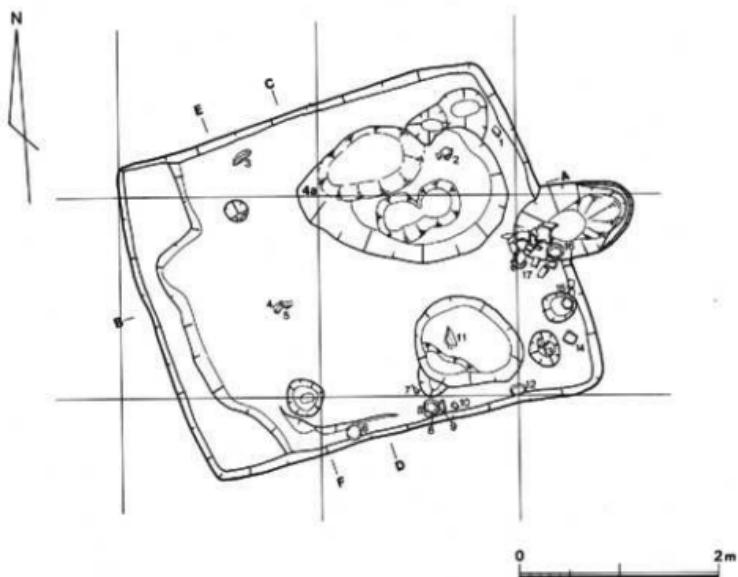
遺物は今回の調査において、最もまとまりのある状態で出土した。特に、カマド正面周辺には斐頬



第6図 第9-1号住居址カマド実測図
(水糸高・64.8m)



第7図 第9-4号住居址カマド実測図
(水糸高・64.8m)

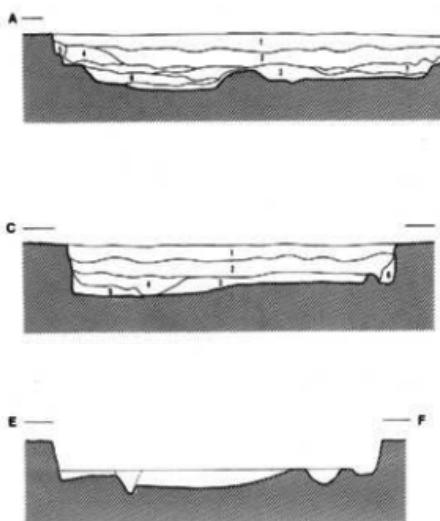


第9-4号住居址断面観察表 (A - B)

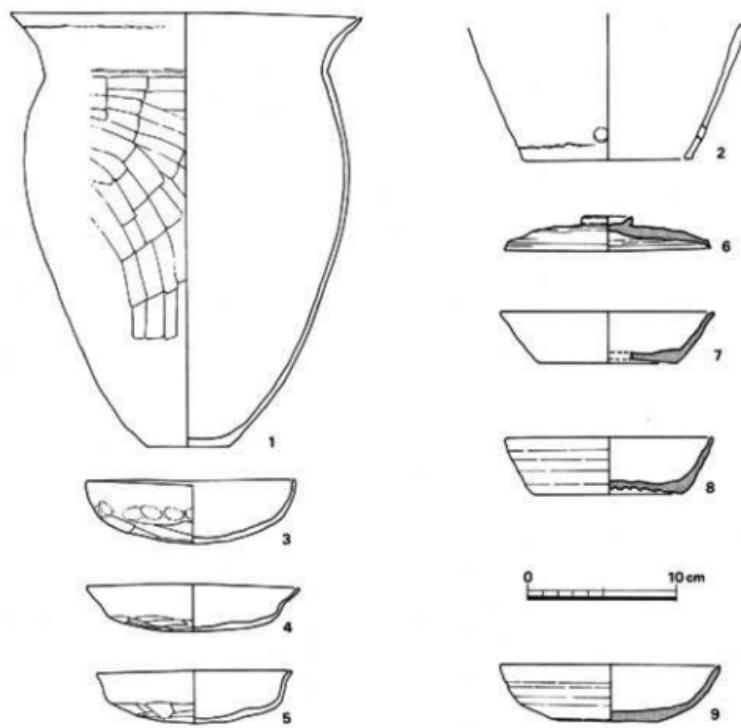
- 1、暗灰褐色土
- 2、黒褐色土（焼土ブロック大粒多量）
- 3、暗黄褐色土（粘質）
- 4、暗茶褐色土（粘土ブロック多量）
- 5、暗黄褐色粘質土
- 6、暗茶褐色土
- 7、黒褐色土・ロームまだら状
- 8、黒褐色土・ロームブロック
- 9、黒味帯びた暗黄褐色土

第9-4号住居址断面観察表 (C - D)

- 1、暗灰褐色土
- 2、黒褐色土（焼土ブロック大粒多量）
- 3・5、暗黄褐色土（粘質）
- 4、黒茶褐色土（ロームブロック含む）
- 5、黒灰色土・ロームブロック



第8図 第9-4号住居址実測図 (水糸高・64.8m)



第9図 第9-4号住居址出土土器実測図（断面アミは須恵器）

を中心に分布し、南壁ぞいには坏類が上面より転落遺棄したような状態で検出されている。器種としては土煎器裏、甑、坏。須恵器蓋坏、坏身がみられる。いずれも国分式期に所属する。なお、覆土中より土鏡2点が出土しており、いずれも紡錘状である。また、北壁西よりの床面で偏平な自然礫を検出しているが、いわゆる編物石であるかは不明であった。

第9-4号住居址出土土器観察表（単位cm）

番号	器種	法量	特徴
1	壺	口径 23.4 器高 30.1	胎土：褐鉄粒、石英、白色粒子、砂粒。整形：外面・底部及び胴部ヘラケズリ、内面・底部及び胴部ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成：普通、外面胴部スス付着。色調：褐色。残存量：2/3。No17+覆土。

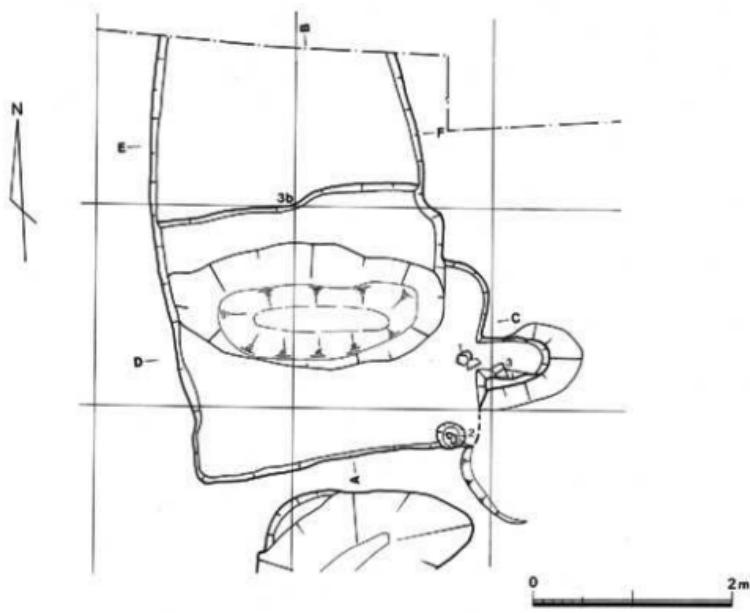
番号	器種	法量	特徴
2	瓶	底径 11.1 器高 9.5 以上	胎土：褐鉄粒、石英、白色粒子、砂粒、角閃石。整形：外面胴部・ヘラケズリヒナデ、内面胴部ナデ。焼成：普通、外面胴部黒斑。色調：暗褐色。残存量：底部の一部のみ。No.15+17+覆土。
3	壺	口径 13.9 器高 4.3	胎土：褐鉄粒、石英、白色粒子、砂粒。整形：外底部・ヘラケズリ、体部・指頭圧痕、口縁部内外面ヨコナデ。焼成：普通。色調：淡茶褐色。残存量：3/4。No.8+覆土。
4	壺	口径 14.0 器高 3.2	胎土：褐鉄粒、石英、白色粒子、砂粒、角閃石、小石。整形：外底部・ヘラケズリ、内面・ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成：普通。色調：明褐色。残存量：ほぼ完形。No.16。
5	壺	口径 11.9 器高 3.5	胎土：褐鉄粒、白色粒子、角閃石、砂粒。整形：外底部ヘラケズリ、内底部ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成：普通、外面口縁部に黒斑。色調：明褐色。残存量：ほぼ完形。No.12。
6	蓋壺	口径 13.8 器高 2.4	胎土：褐鉄粒、白色粒子、石英、砂粒、小石。整形：外面上半・ヘラケズリ、口縁部ナデ、内面・ナデ。焼成：やや甘く軟質。色調：灰褐色。残存量：ほぼ完形。No.6。須恵器。
7	壺	口径 14.4 器高 3.4	胎土：白色粒子、石英、褐鉄粒、砂粒。整形：外底部回転ヘラケズリ、口縁部内外面ナデ。焼成：良好。色調：暗茶褐色。残存量：1/4。覆土。須恵器。
8	壺	口径 14.0 器高 3.8	胎土：褐鉄粒、白色粒子、砂粒。整形：内外面ナデ、外底部粘土巻上げ痕溝巻状。焼成：良好、硬質。色調：暗灰色。残存量：1/4。No.5。須恵器。
9	壺	口径 14.7 器高 3.9	胎土：褐鉄粒、白色粒子、石英。整形：外底部・ヘラケズリ、内面・ロクロナデ。焼成：かなり甘い。色調：内面・明褐色、外側・灰褐色。残存量：4/5。No.8。須恵器。

9-5・6号住居址（第10～12図）

試掘調査時のGトレンチで検出された。拡張第I区の北東にある。2軒が重複しており、いずれも東西南北に配置しており、比較的小形の住居址である。9-5号住居址は東西3.2m、南北2.7m、壁高15cmを測る。覆土の堆積状態はやはり細粒で緻密な土質を示すものが単一に堆積している。床面の中央部から北よりに東西に長い床下土壤が検出されており、東西2.7m、南北1.3m、床面よりの深さ35cmを測る。土壤内の覆土は焼土ブロックを多量に含む。壁溝、柱穴と推定される遺構は観察されなかった。ただし、南東コーナーよりで径26cm、深さ10cmのピットを確認したが、柱穴であるかは不明である。カマドは東壁の南よりで検出された。壁外に張り出しておらず、長さ72cm、幅41cm、深さ43cmを測る。外縁部に径18cm前後の円形状焼土が観察され、煙道の下底部と考えられる。

遺物は概して少なくカマド内から若干の土師器甕と南東コーナーに接したピット内より壺を出土したにとどまる。いずれも国分式期に所属する。

9-6号住居址は前記の北壁に接して重複するもので、断面観察から9-5号住居址が新しい。北側は調査範囲外にあたるため、規模は不明であるが、東西2.7m、南北1.8m以上、壁高9cmを測る。壁溝、柱穴、カマドなどは検出されなかった。覆土は暗茶褐色土の下にロームブロックが堆積する程度に止まる。遺物は皆無である。



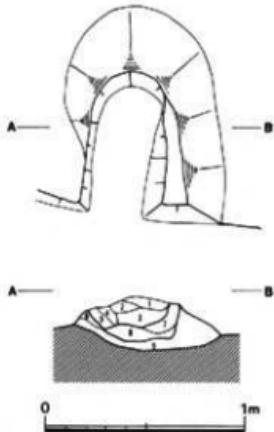
第9-5・9-6号住居址断面観察表 (A-B)

- 1、灰褐色土
- 2、黒褐色土 (焼土大粒まばら)
- 3、黒褐色土 (焼土・ロームブロック多量)
- 4、ロームブロック
- 5、茶灰褐色土
- 6、暗茶褐色土 (ロームブロックしもふり状)
- 7、ロームブロック
- 8、黒味帯びた暗茶褐色土
- 9、茶味帯びた黒褐色土
- 10、黄灰褐色土 (粘質)
- 11、暗黃褐色土
- 12、暗茶褐色土
- 13、ロームブロック

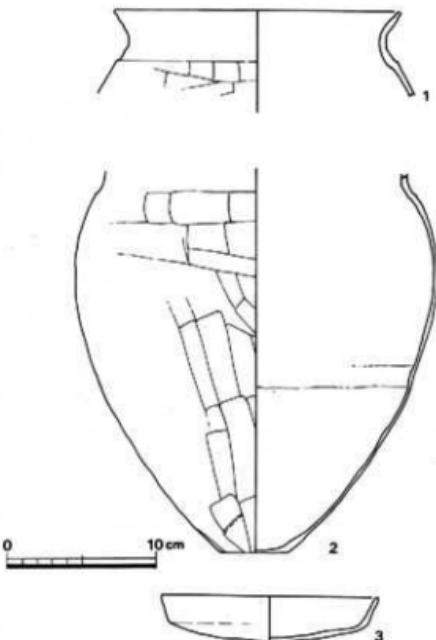
第9-5号住居址断面観察表 (C-D)

- 1、灰褐色土
- 2、黒褐色土 (焼土大粒まばら)
- 3、黒褐色土 (焼土・ロームブロック多量)
- 4、ロームブロック
- 5、黒土 (炭粒多量)
- 6、ロームブロック
- 7、焼土ブロック
- 8、焼土
- 9、暗黃褐色土

第10図 第9-5・9-6号住居址実測図 (水糸高・64,8m)



第9-5号住居址カマド断面観察表
 1、茶褐色土
 2・4・5・7、焼土ブロック
 3、暗茶褐色土
 6、暗茶褐色土(焼土ブロック含む)
 8、黒褐色土(焼土ブロック含む)
 9、暗茶褐色土



第11図 第9-5号住居址カマド実測図
 (水糸高・64.8m)

第12図 第9-5号住居址出土土器実測図

第9-5号住居址出土土器観察表 (単位cm)

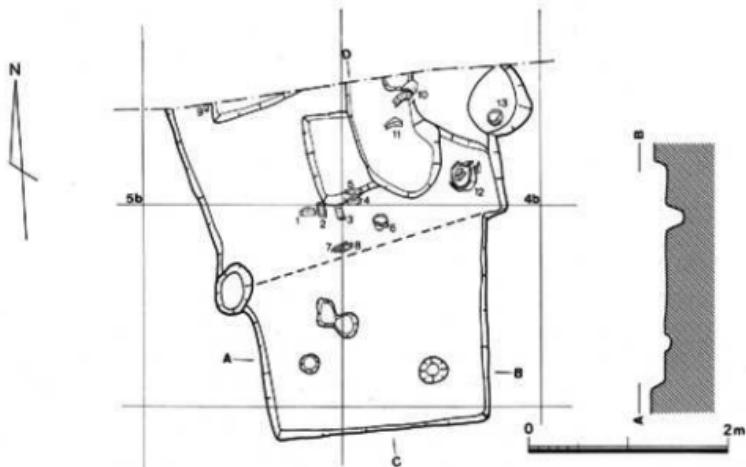
番号	器種	法量	特 微
1	甕	口径 19.2 器高 5.6 以上	胎土：褐鉄粒、白色粒子、石英、角閃石、砂粒。整形：外面胴部・ヘラケズリ、内面・胴部ナデ。口縁部内外ヨコナデ。焼成：普通、口縁部内面スス付着。色調：褐色。残存量：1/5。No 2。
2	甕	胴径 24.3 器高 25.2 以上	胎土：褐鉄粒、白色粒子、石英、砂粒。整形：外面・底部及び胴部ヘラケズリ、内面・胴部ナデ。焼成：普通。色調：褐色。残存量：1/4。No 1 + 以上 3 + カマド内 + 覆土。
3	壺	口径 14.3 器高 3.0	胎土：角閃石、白色粒子、石英、褐鉄粒。整形：外面・底部ヘラケズリ、内面・ナデ、口縁部内外ヨコナデ。焼成：普通。色調：茶褐色。残存量：1/2。ピット内。

9-7・8号住居址（第13～15図）

試掘調査時のF・Gトレーン間で、拡張第I区設定時に新たに検出された。2軒が重複状態にあり、断面観察によれば9-8号住居址が新しい。9-7号住居址はほぼ東西南北に配置され、東西2.3m、南北2.0m以上、壁高13cmを測る。壁溝、床下土壤、カマドは検出されなかったが、柱穴と推定されるピットが数箇所で検出された。径は26～18cm、深さ17～5cmを測る。遺物は皆無であった。

9-8号住居址は南側を前述住居址を切っており、北側は調査範囲外のため、規模は不明である。平面は東西南北を示していない。東西3.0m、南北2.0m以上、壁高13cmを測る。壁溝は検出されなかったが、東半分に床下土壤が検出されている。この土壤上に堆積する覆土には多量の焼土、炭化物が充填されており、焼失家屋であった可能性が示唆される。カマドは東壁中央部の壁外で検出された。長さ64cm、幅70cm以上、深さ12cmを測る。ただし、遺存度は悪い。

遺物は土師器甕、壺、須恵器台付壺のほかに、砥石、いわゆる縄文石が出土している。



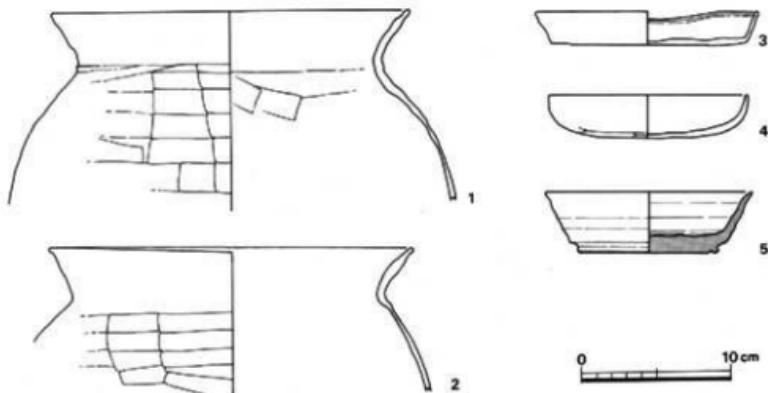
第13図 第9-7・9-8号住居址実測図（水糸高・64.8m）



第14図 第9-7・9-8号住居址断面図（水糸高・64.8m）

第9-7・9-8号住居址断面観察表（C-D）

- 1、暗茶褐色土
- 2、黒灰褐色土（ロームブロック含む）
- 3、黒褐色土（小ロームブロック含む）
- 4、3より黄味帯びる
- 5・15、暗灰褐色粘質土
- 6、黒灰褐色土（焼土ブロック多量）
- 7、2と同じ
- 8・12、黄味帯びた黒灰褐色土
- 9、ローム
- 10、黒灰褐色土。ロームブロックしもより状
- 11、焼土ブロック
- 13、暗茶褐色土
- 14、黄味帯びた黒灰色土



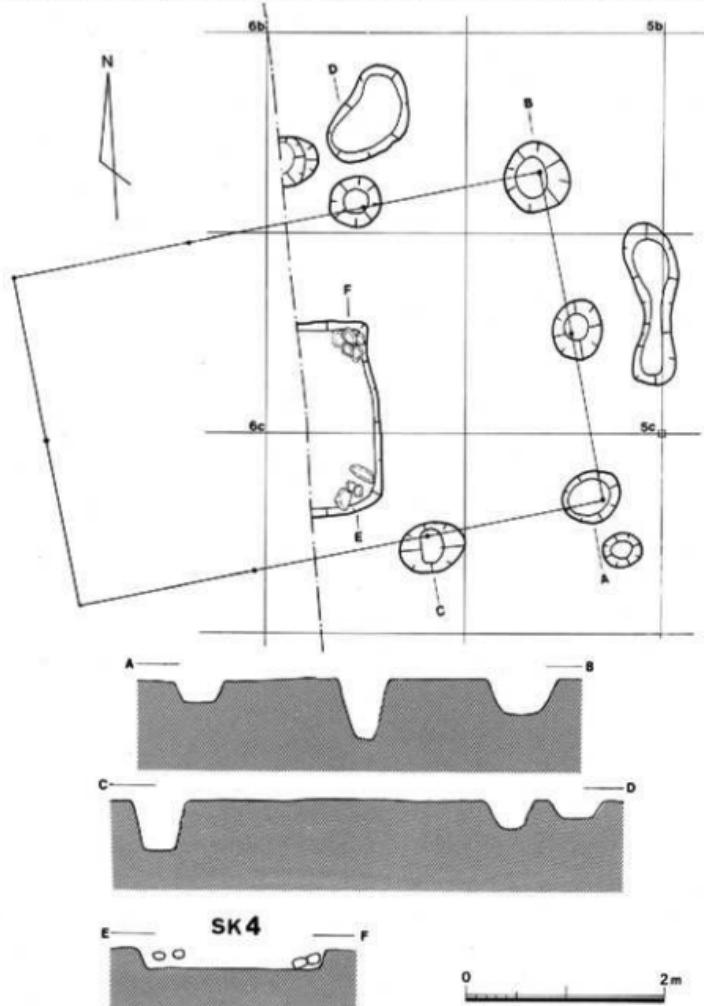
第15図 第9-8号住居址出土土器実測図（断面A-Mは須恵器）

第9-8号住居址出土土器観察表（単位cm）

番号	器種	法量	特 徴
1	甕	口径 24.1 器高 25.2 以上	胎土：褐鉄粒、白色粒子、石英、砂粒。整形：外面・胴部ヘラケズリ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成：普通。色調：褐色。残存量：1/8。Na10+11+覆土。
2	甕	口径 24.4 器高 10.0 以上	胎土：褐鉄粒、白色粒子、石英、角閃石、砂粒。整形：外面・胴部ヘラケズリ、内面・胴部ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成：普通、内面口縁部スス付着。色調：淡灰褐色。残存量：口縁部1/5のみ。Na12。
3	壺	口径 14.7 器高 2.2	胎土：褐鉄粒、白色粒子、角閃石、砂粒。整形：外面・底部ヘラケズリ後ナデ、内面・底部ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成：普通。色調：内面・暗茶褐色、外面・褐色。残存量：ほぼ完形。カマド内。
4	壺	口径 14.0 器高 3.9	胎土：褐鉄粒、白色粒子、角閃石、砂粒、小石。整形：外面・底部ヘラケズリ、内面・底部ナデ、口縁部内外面ヨコナデ。焼成：普通。色調：暗褐色。残存量：ほぼ完形。Na6。
5	台付 壺	口径 13.8 器高 6.1	胎土：褐鉄粒、白色粒子、砂粒、小石。整形：内外面・ロクロナデ。焼成：良好、外面に自然灰釉。色調：灰色。残存量：1/3。覆土。須恵器。

9-1 掘立柱建物跡（第16図）

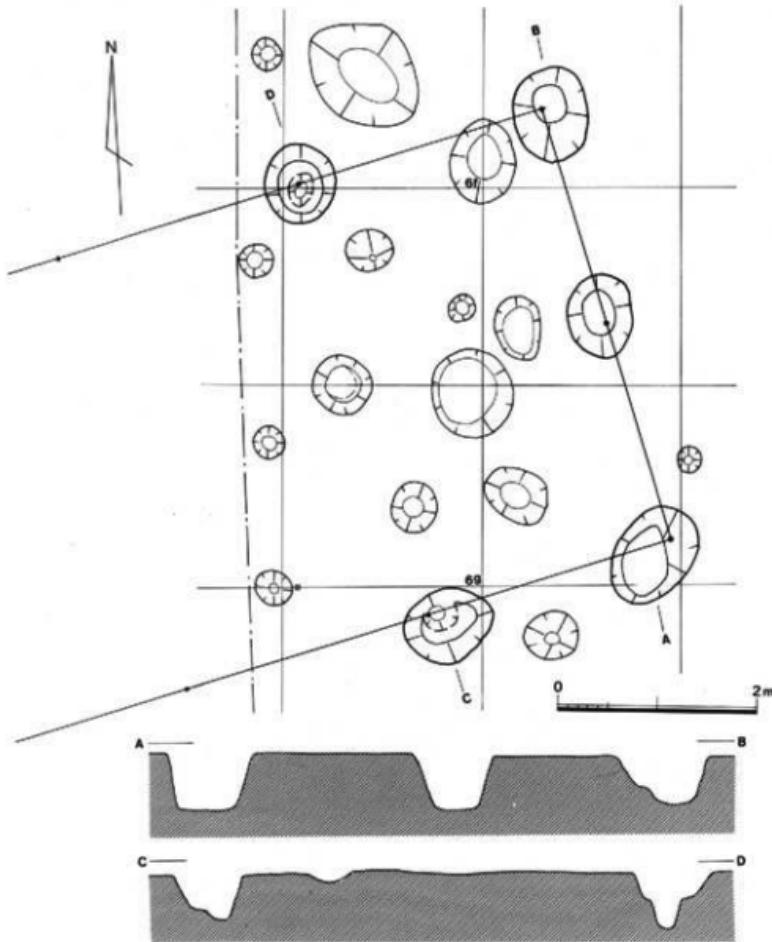
拡張第1区の西側において検出された、試掘調査時よりピットの存在が確認されていたが、掘立柱建物となった。西側は調査範囲外にため、その全容を知り得ないが、東西3間×南北2間と推定される。規模は芯々間で東西2,8m以上(復原で5,1m)、南北3,3mの規模を有するものと考えられる。各柱穴の大きさは径70~50cm、深さ21~60cmを測り、比較的しっかりとした掘削状態を示している。



第16図 9-1掘立柱建物実測図（水糸高・64,8m）

9-2 挖立柱建物跡（第17図）

試掘調査時にFトレーナ中央部において住居址状の落ち込みが観察された。しかし、その大半はトレーナ外にかかっていたため周辺を拡張した。その結果、住居址と考えられたものは自然の落ち込みであることが判明し、拡張第II区においては多数のピット群が検出された。期間並びに工程上全容を把握するには至らなかったが、主軸を南西に振るもので、東西3間×南北2間の構造を呈する。復原される規模は東西6.9m、南北4.6mを測る。各ピットの径は100~80cm、深さ56~42cmを測る。一部は2段に掘削されており、大形でしっかりとした構造であったものと推定される。



第17図 9-2 挖立柱建物実測図（水糸高・64.8m）

ピット群（第3～4図）

拡張第I～III区において検出されている。前項で観察された掘立柱建物跡に復原されるもの以外としては、柵列状のものが第I区東端と第II区西端において検出されている。前者は径20cm前後の小形ピットが3カ所南北に連続するもので、直線状をとらなければやや西に湾曲して5カ所となる。

後者は9～2掘立柱建物跡のほぼ中央部を南北に継断するもので、5基のピットが連続し、全長は11m以上と推定される。

第III区の南側で検出されたピット群はまとまりのないもので、その性格は不明である。ただし、各地区で検出されたピット群は、少なくとも住居址と重複せず隣接して立地する点で、両者は時期的にも関連する遺構と推察される。

9-1 土壌（第4図）

拡張III区の南東部で一部検出された。2段に掘削されており、内部とその周辺にはピットが確認された。長さ230cm以上、幅130cm以上、深さ50cmを測る。遺物は皆無。

9-2 土壌（第4図）

拡張III区の9-1号住居址に隣接して検出された。断面V字状の深い掘り方を呈する。全長470cm以上、幅160cm、深さ70cmを測る。遺物は皆無。なお、9-1、9-2土壌ともその覆土は黒褐色の緻密な粘土質土が堆積している。

9-3 土壌（第3図）

拡張III区の北側一帯で検出された。非常に浅い溝状を呈する。試掘調査時にA、B、Cトレントの北端で確認された溝状遺構に連続するものと推定され、Dトレント北端の住居址と想定されたものも本遺構に関連するものと考えられる。性格は不明であるが、自然の低地である可能性も考慮される。

9-4 土壌（第16図）

拡張I区の西側で9-1掘立柱建物の範囲内で検出された。西側は調査範囲外にあたるが、南北190cm、東西75cm以上、深さ20cmを測る。南東及び北東コーナーに自然石を積み上げており、遺物は検出されなかった。土壤基に可能性がある。

9-5 土壌（第10図）

拡張I区の東側で9-5号住居址の南に隣接して検出された。長さ245cm、幅150cm、深さ136cmを測る。断面はV字状を示し、覆土は硬質の粘土質であった。遺物は皆無である。

III まとめ

(1) 集落出現期の様相

社具路遺跡は數次にわたる諸調査により、その範囲がほぼ判明した。今回の発掘調査場所は当該遺跡を古代集落遺跡に限定した場合、その西南限を指示することが判明した。

本遺跡を包括する古代集落の範囲については、すでに微細地形の観察から東西600m、南北280mを測る範囲に住居址が分布するものと推定した（増田 1991）。この範囲内に所在する遺跡は東方の薬師元屋舎遺跡（仮称南大通り線内遺跡）、薬師遺跡などであるが、いずれも社具路遺跡を含め一つの古代集落として把握されるものである。これら3遺跡の発掘調査で確認された住居址は和泉式期、鬼高式期、真間式期、国分式期を含むものである。

これ以前の住居址については社具路遺跡南地点において五領式期の住居址と土壙が検出されており、同遺跡の東半と推定される西富田本郷遺跡においても五領式期の住居址が確認されているので、両遺跡は上記とは別に一つの集落を形成しているものと考えられる。

対する北方には旧河道を介して夏目遺跡が所在する。この遺跡は和泉式より開始され、鬼高式期、真間式期、国分式期へと継続するが、本遺跡と同様に周辺の集落跡もほぼ和泉式期より出現し盛行する点は、本地域の古墳時代史を解明する上で極めて重要な指針を与えるといえよう。

特に夏目遺跡においては、第66号住居址より布留式甕に類似したものが出土しており（坂野 1988）、また、住居址内における初期の造付けカマドの類例も古くより確認されており、その類例は周辺の遺跡で多く確認された経緯がある。

こうした和泉式期に突如として集落が出現し盛行する動機は、量的にみて近隣で確認されている五領式の集落が移動してきたとする内在的要因よりも、むしろ外的な集団の移動に基づく可能性が濃厚である。

西富田周辺における古代集落跡出現の契機を総括的に観察するならば、最も北限に分布する二本松遺跡がほぼ和泉式期の短期間に消長する様相を呈しており、ここにおいても第17号住居址より布留式甕が検出されている（坂野 1988）。しかしながら、各住居址から出土した土器の大半は、在地産の和泉式土器であり、布留式甕もまたその胎土は在地の粘土を使用したものである可能性が濃厚であることからすれば、大和方面（倭王權の中核地域）より人の移動として把握される内容を秘めている。このことは、本地域に造付けカマドが導入される経緯と重複しており興味深い。このような集団の移動についてどのような歴史的動向を反映しているものか知るすべもないが、少なくとも当時の人々を人々が自由に集団移住できたとは考えられないで、政治的な要因を考慮する必要があろう。

それは、児玉地方周辺に分布する今城神社や長幡部神社あるいは、神流川を越えた群馬県藤岡市に伝承地を残す緑野屯倉にみると、渡来集団や新田開拓集団の流入と関連する可能性も暗示している。本遺跡の東半にあたる薬師元屋舎遺跡の第51号住居址より発見された、銘文紡錘車に刻まれた「大田部身万呂」の人名が語るように、田部集団が存在した蓋然性は大きい。しかし、部民制出現の問題も残されているものの、和泉式期以来国分式期までほぼ継続的に消長する住居址をもつ両遺跡

の存在から類推されることは、大田部身万呂が和泉式期に移動してきた集団の末裔である可能性を指摘しておきたい。

(2) 国分式期の集落構成について

社具路遺跡は從来より鬼高式期を主体とする住居址群で構成されていることが、東に隣接する国道462号線の発掘調査で判明していた。しかし、本地点では国分式期の住居址のみで構成され、社具路遺跡並びに薬師元屋舎遺跡の範囲内で、国分式期の住居址の分布の在り方が注目される。ところで、国分式期の住居址は社具路遺跡並びに薬師元屋舎遺跡以外では北方の夏目遺跡にみられる。それ以外には周辺に集落跡が分布していない。このことは薬師元屋舎遺跡の第51号住居址から出土した銘文紡錘車に刻まれた「武藏国児玉郡草田郷」が示すごとく、これらの遺跡は草田郷を構成する蓋然性が極めて濃厚である。しかしながら平安時代の児玉郡内における郷単位（4郷）を考慮した場合、夏目遺跡や薬師元屋舎遺跡に分布する国分式の集落のみではおそらく戸数的に少なく、さらに広範囲な地域を想定しなければならない。それは、律令国家体制が崩壊し、在地武士團である児玉党の一族である富田氏のテリトリーとなった範囲、すなわち旧大字東富田と大字西富田を包括する範囲がそれ以前の草田郷を暗示しているのではないかと思われる。草田と富田はともに田にまつわる地名であり、あるいは「草」の字を吉祥句である「富」の字に転化したのではないかと密かに考えている。

引用参考文献

- 増田一裕 1987a『東富田遺跡群発掘調査報告書』本庄市埋蔵文化財調査報告 第10集 本庄市教育委員会
- 増田一裕 1987b『南大通り線内遺跡発掘調査報告書－I』本庄市埋蔵文化財調査報告 第9集 第1分冊 本庄市教育委員会
- 増田一裕 1989a『四方田・後張遺跡群発掘調査報告書』本庄市埋蔵文化財調査報告 第14集 本庄市教育委員会
- 増田一裕 1989b『南大通り線内遺跡発掘調査報告書－II』本庄市埋蔵文化財調査報告 第9集 第2分冊 本庄市教育委員会
- 増田一裕 1991『南大通り線内遺跡発掘調査報告書－III』本庄市埋蔵文化財調査報告 第9集 第3分冊 本庄市教育委員会
- 増田一裕 1992『女堀川条里今井地区・前田甲遺跡発掘調査報告書～遺構編』本庄市埋蔵文化財調査報告 第20集 第1分冊 本庄市教育委員会
- 増田一裕 1995『前田甲遺跡発掘調査報告書～遺物編』本庄市埋蔵文化財調査報告 第20集 第2分冊 本庄市教育委員会
- 太田博之 1994『本庄86号遺跡発掘調査報告書』本庄市遺跡調査会報告 第3集 本庄市遺跡調査会
- 坂野和信 1988『和泉式期土器の様相－竈導入期の土器群－』『本庄市立歴史民俗資料館紀要』 第2号 本庄市立歴史民俗資料館

あとがき

本庄市教育委員会では從来より長期事業計画をたて埋蔵文化財の保存事業を実施している。これらの計画外で突発的に発生する民間開発に対応する目的から、暫定的に設立されたのが遺跡調査会である。しかし、もとより調査会の設立とともに調査員や作業員の増員を行っているわけではなく、開発行為者もさることながら、各担当者は最も困難な命題に直面しながら対応しているのが現状である。さらに、本事業の後半は、文化財保護係の減員や新たな大規模事業に伴う新規遺跡調査会の発足等、文化財保護係本来の業務に支障を來す憂慮すべき状況となってしまったことは遺憾である。

なおかつ、毎年にわたり出土した遺物の量は数十トンに達し、仮設の埋蔵文化財センター（条例化はされていない）やプレハブ倉庫では対応できない最悪状態となっており、これらを展示・啓発できる施設や組織の充実が切望されるのである。そして、このことを充実させることは、本庄市と市民の文化的発展に寄与することにもなる。

今回の調査では不用な部分の開掘は極力避け、予算と時間の経減を図った。今や現状保存ができるものは試掘調査にとどめ、時間的な余裕がない中で不用意に発掘調査を実施すべきではないように痛感した。そして、その分は啓発を重視し、保存と公開への道を開拓していきたいと思う。

1996年3月20日

増田一裕 記

写 真 図 版



1 第9-1号住居址検出状態



2 第9-1号住居址カマド検出状態



1 第9-4号住居址遺物検出状態



2 第9-4号住居址完掘状態



1 第9-4号住居址内土器出土状態



2 第9-4号住居址内土器出土状態



1 第9-4号住居址内土器出土状態



2 第9-4号住居址内土器出土状態



1 第9-5・9-6号住居址検出状態



2 第9-5号住居址カマド検出状態



1 第9-7・9-8号住居址検出状態



2 第9-7・9-8号住居址遺物検出状態



1 第9-8号住居址内編物石出土状態



2 第9-8号住居址カマド検出状態



1 第9-4号住居址周辺遺構検出状態



2 第9-7号住居址周辺遺構検出状態



1 第9-2掘立建物跡検出状態



2 第9-2掘立建物跡検出状態

社具路遺跡第9地点発掘調査報告書

平成8年3月15日 印刷

平成8年3月29日 発行

発 行 本庄市遺跡調査会
埼玉県本庄市本庄3-5-3
印 刷 金井印刷工業株式会社
埼玉県本庄市銀座1-9-8

